

(証券コード:4118)
株主のみなさまへ

第89期 報 告 書

平成24年4月1日—平成25年3月31日

株式会社 **カネカ**



目次

株主のみなさまへ

第89回定時株主総会招集ご通知添付書類

事業報告

1. カネカグループ(企業集団)の現況に関する事項…………… 1
2. 会社の株式に関する事項…………… 13
3. 会社の新株予約権等に関する事項…………… 14
4. 会社役員に関する事項…………… 15
5. 会計監査人の状況…………… 19
6. 業務の適正を確保するための体制…………… 20
7. 株式会社の支配に関する基本方針…………… 23
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針…………… 26

連結計算書類	連結貸借対照表…………… 27
	連結損益計算書…………… 28
	連結株主資本等変動計算書…………… 29

計算書類	貸借対照表…………… 30
	損益計算書…………… 31
	株主資本等変動計算書…………… 32

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本…………… 33

会計監査人の監査報告書 謄本…………… 34

監査役会の監査報告書 謄本…………… 35

(ご参考)トピックス…………… 37

会社の概要…………… 41

株主メモ…………… 41

【復興特別所得税】に関するご案内…………… 42

※「事業報告」中のグラフ・写真・図等は「ご参考」
であります。

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記
表は、法令及び当社定款の定めに従い、当社ウェブサイト
(<http://www.kaneka.co.jp/>)に掲載しておりますの
で、本報告書には記載しておりません。

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、カネカグループの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第89期事業概況につきご報告申し上げます。

当期におけるグループ全体の業績は、売上高4,764億6千2百万円(前期比1.5%増)、営業利益は158億9百万円(前期比20.2%増)、当期純利益は93億2千5百万円(前期比72.6%増)となりました。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり8円とさせていただきます。中間配当金として1株につき8円を実施しておりますので、年間配当金は16円となります。

今後のわが国経済は、政権交代に伴う政府の大胆な経済財政政策に対する期待感から、円高の修正や株価の上昇が進み、デフレからの早期脱却への期待感も高まりつつあります。カネカグループとしましても、引き続き事業構造の変革を進め、早期に成長軌道への回帰を果たし、みなさまのご期待に応えてまいる所存です。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成25年6月



代表取締役 社長

菅原 公一

事業報告 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

1 カネカグループ (企業集団) の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、欧州経済低迷の長期化、中国・インドなど新興国の成長ペースの鈍化など、減速の動きが広がりました。

わが国経済は、震災復興特需による景気回復の期待は実績化が遅れており、また、世界経済の減速やデフレ環境などの影響を受け、総じて厳しい状況が続きました。

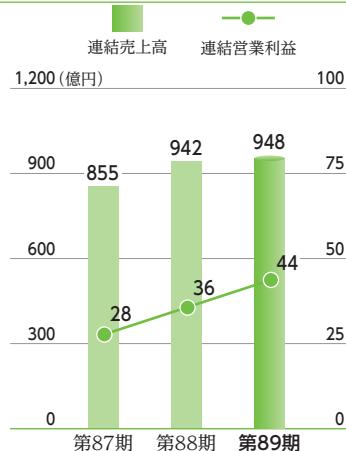
このような経済環境のなか、カネカグループは、R&Dの強化、グローバル化の加速などの収益体質の強化に注力してまいりました。

当期のカネカグループの業績につきましては、売上高は4,764億6千2百万円と前期比1.5%の増収となり、営業利益は158億9百万円と前期比20.2%の増益、経常利益は163億4千4百万円と前期比29.1%の増益、当期純利益は93億2千5百万円と前期比72.6%の増益となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

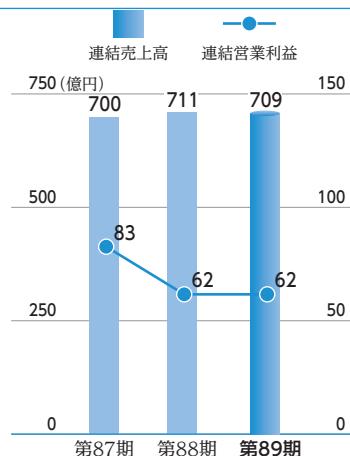
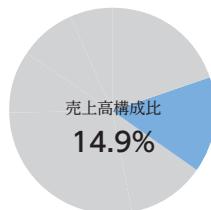
化成事業

塩化ビニール樹脂につきましては、国内外の市況が低調に推移しました。塩ビ系特殊樹脂につきましては、国内市場・海外市場ともに販売量が増加しました。か性ソーダにつきましては、国内需要が低調に推移し、販売量が減少しました。以上の結果、当事業は売上高、利益ともに前期を上回りました。



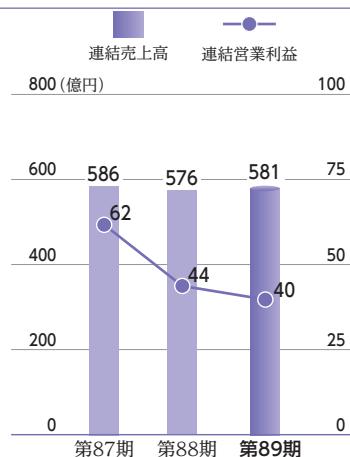
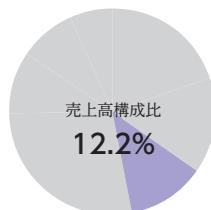
機能性樹脂事業

モディファイヤーにつきましては、製品差別化力の向上、コストダウンなどの収益体質強化に注力しましたが、海外市場の需要低迷の影響を受けました。変成シリコンポリマーにつきましては、ユニークな品質特性への評価が高く、国内市場・海外市場ともに販売量が増加しました。以上の結果、当事業の売上高は前期を下回りましたが、利益は前期を上回りました。



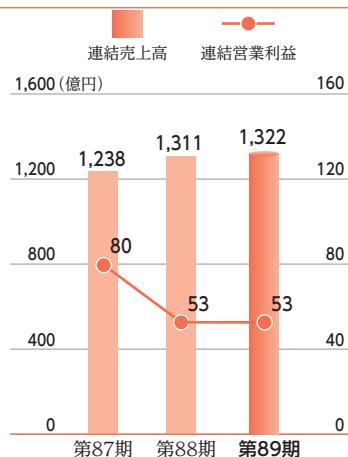
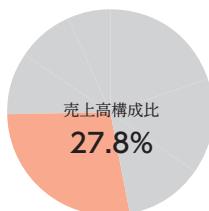
発泡樹脂製品事業

発泡スチレン樹脂、押出發泡ポリスチレンボードにつきましては、関係会社再編などの経営の効率化に努めましたが、原料価格高騰の影響を受けました。ビーズ法発泡ポリオレフィンにつきましては、東日本大震災やタイの洪水災害によって停滞したサプライチェーンの回復などを背景に販売量が増加しました。以上の結果、当事業の売上高は前期を上回りましたが、利益は前期を下回りました。



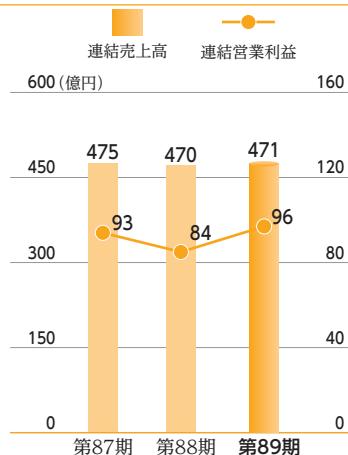
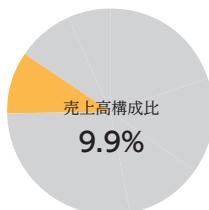
食品事業

当事業は、消費者の低価格品志向が一層強まるなかで、ニーズを先取りした新製品の拡販やコストダウンに注力したものの、販売量が低調に推移しました。以上の結果、当事業の売上高は前期を上回りましたが、利益は前期並みとなりました。



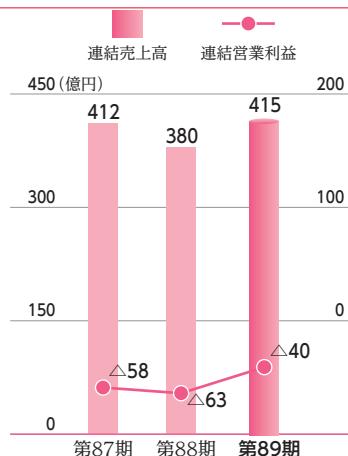
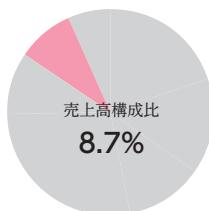
ライフサイエンス事業

医療機器につきましては、インターベンション事業が公定価格の引下げの影響を受けましたが安定的に業績は拡大しました。医薬バルク・中間体につきましては、競合が更に激しさを増しているものの、機能性食品素材につきましては、還元型コエンザイムQ10のサプリメントとしての認知が進み、販売量が国内外ともに前期を上回りました。以上の結果、当事業は売上高、利益ともに前期を上回りました。



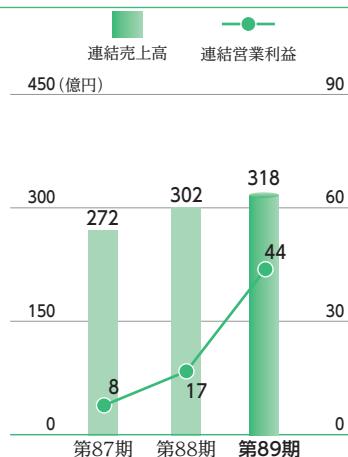
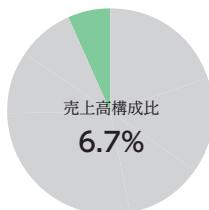
エレクトロニクス事業

超耐熱性ポリイミドフィルム、光学材料につきましては、需要が拡大しているエレクトロニクス製品市場で新製品のラインアップや新規案件の採用などR&D活動の強化により販売量が前期を上回りました。太陽電池につきましては、国内住宅市場における美観と性能を併せ持つ極めてユニークな建材製品としての市場認知が進み、販売を拡大するとともに徹底したコストダウンに注力しました。太陽電池関連部材につきましては、販売量が低調に推移しました。以上の結果、当事業の売上高は前期を上回り、損失は前期に比べ縮小しました。



合成繊維、その他事業

合成繊維につきましては、高付加価値品の拡販、販売価格の修正やコストダウンなど収益改善策に注力しました。以上の結果、当事業は売上高、利益ともに前期を上回りました。



事業別売上高は次のとおりであります。

事業	当期 (平成24年度)		前期 (平成23年度)		前期比増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金額	率
	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)
化成品	94,794	19.9	94,204	20.1	590	0.6
機能性樹脂	70,860	14.9	71,118	15.2	△ 258	△ 0.4
発泡樹脂製品	58,143	12.2	57,590	12.3	553	1.0
食品	132,223	27.8	131,111	27.9	1,112	0.8
ライフサイエンス	47,132	9.9	46,996	10.0	135	0.3
エレクトロニクス	41,530	8.7	38,027	8.1	3,503	9.2
合成繊維、その他	31,777	6.7	30,240	6.4	1,536	5.1
計	476,462	100.0	469,289	100.0	7,173	1.5

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てております。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は、299億23百万円であります。

当期中に完成した主な設備は、カネカペーストポリマーSdn.Bhd.の塩ビ系特殊樹脂製造設備増強、青島海華繊維有限公司の合成繊維製造設備能力増強等があります。

当期において継続中の設備の新設・拡充として、当社の販売物流システム更新、カネカアピカルマレーシアSdn.Bhd.の電子材料製造設備新設等があります。

また、当期中に決定した主な設備投資案件としては、高砂工業所のコージェネ設備新設、大阪工場の電子材料製造設備増設、滋賀工場のフィルム加工製造設備増設等があります。

(3) 資金調達の状況

当期におきましては、設備資金、運転資金などの所要資金は、自己資金及び借入金にて充たしました。

(4) 対処すべき課題

カネカグループは、平成21年9月に策定した長期経営ビジョン『KANEKA UNITED宣言』におきまして、『人と、技術の創造的融合により未来を切り拓く価値を共創し、地球環境とゆたかな暮らしに貢献します。』を企業理念と定めました。市場ニーズを先取りした事業創造・新製品開発を行い、地球環境とゆたかな暮らしに貢献し、ともに未来を創りだしていく「先見的価値共創グループ」“Dreamology Company”として、新興国を含めた世界の市場で存在感のある真のグローバル企業を目指しております。

「環境・エネルギー」「健康」「情報通信」「食料生産支援」を重点戦略分野と位置づけ、経営の重点施策として、①研究開発型企业への進化、②グローバル市場での成長促進、③グループ戦略の展開、④アライアンスの推進、⑤CSRの重視、に取り組むとともに、事業ポートフォリオの変革と成長領域への事業シフトに注力し、長期経営ビジョンに掲げた新たな成長・飛躍の実現を目指しております。中期計画『New ACT2014』においては、事業構造の変革をはじめ、R&D・生産の変革、グローバル展開の促進などの取組みを一層加速させ、早期に成長軌道への回帰を果たしてまいります。

長期経営ビジョンで掲げた諸施策やグループ業績目標を実現していく上で、既存事業の一層の強化と新規事業の早期戦力化による収益力向上、市場・顧客志向に立脚したビジネスモデルへの変革、製造・研究・技術・営業を含めたバリューチェーン全体のコストパフォーマンスの向上、現地視点に立脚したグローバル化の加速、を当面の課題として位置づけております。そして、これらの諸課題を解決して魅力ある企業像と競争力のある事業構造の実現に取り組み、当社を取り巻くすべてのステークホルダーの期待に応え、高く評価される企業に変革してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

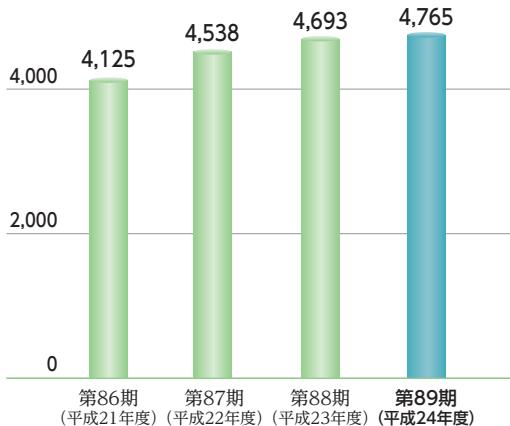
区 分	第86期 (平成21年度)	第87期 (平成22年度)	第88期 (平成23年度)	第89期 (平成24年度)
売上高 (百万円)	412,490	453,826	469,289	476,462
営業利益 (百万円)	17,505	21,235	13,151	15,809
経常利益 (百万円)	16,341	20,983	12,658	16,344
当期純利益 (百万円)	8,406	11,625	5,402	9,325
1株当たり当期純利益 (円)	24.78	34.28	15.96	27.68
総資産 (百万円)	432,879	455,140	467,082	484,456
純資産 (百万円)	257,174	261,828	257,460	270,449
1株当たり純資産 (円)	735.17	743.88	734.61	773.39

(注) 1. 金額は表示単位未満を切り捨てております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

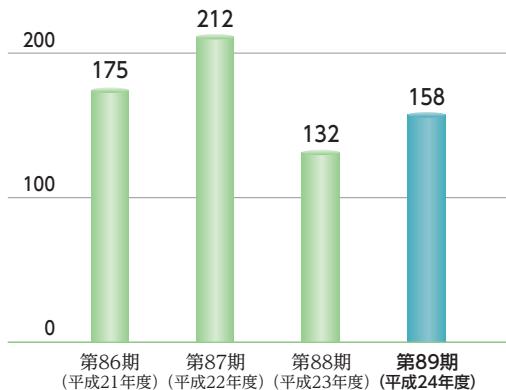
売上高

6,000 (億円)



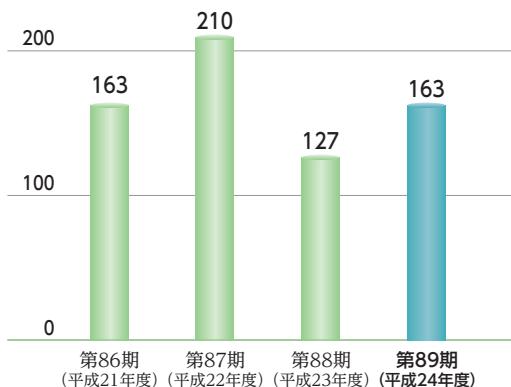
営業利益

300 (億円)



経常利益

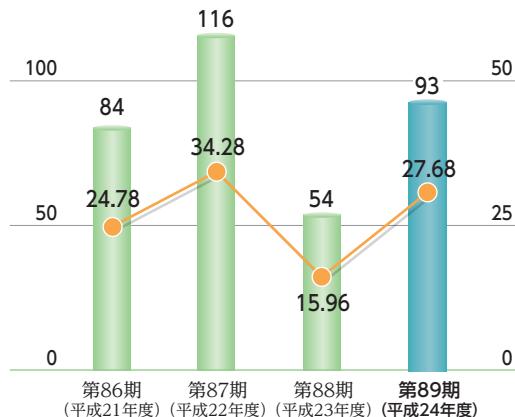
300 (億円)



当期純利益・1株当たり当期純利益

150 (億円)

1株当たり当期純利益
(円) 75



総資産

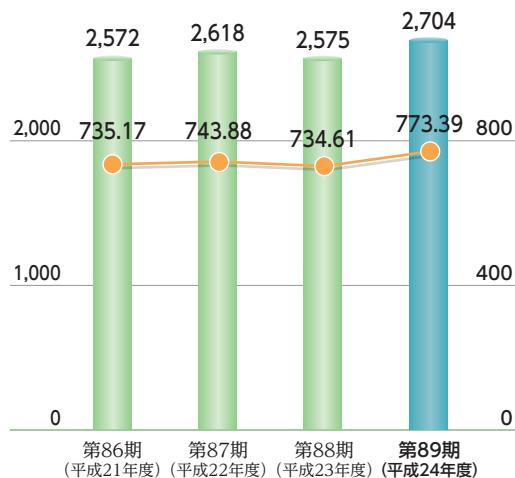
6,000 (億円)



純資産・1株当たり純資産

3,000 (億円)

1株当たり純資産
(円) 1,200



(注) グラフの億円単位の金額は四捨五入で表示しております。

(6) 重要な子会社の状況(平成25年3月31日現在)

名 称	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
昭和化成工業(株)	62百万円	71.37(%)	塩ビコンパウンドの製造販売
カネカケンテック(株)	30百万円	100	建設資材等の販売
(株) 羽 根	40百万円	100	発泡樹脂製品の販売
カネカ食品販売(株)	50百万円	100	食品の販売
東京カネカ食品販売(株)	50百万円	100	食品の販売
東海カネカ食品販売(株)	50百万円	100	食品の販売
九州カネカ食品販売(株)	20百万円	100	食品の販売
(株)カネカサンスパイス	200百万円	100	香辛料の製造販売
太陽油脂(株)	120百万円	68.36	油脂加工製品の製造販売
(株)カネカメディックス	450百万円	100	医療機器の製造販売
カネカソーラーテック(株)	600百万円	100	太陽電池の製造
サンビック(株)	202百万円	50.80	エレクトロニクス材料等の製造販売
カネカベルギーN.V.	23百万ユーロ	90	機能性樹脂・発泡樹脂製品の製造販売、太陽電池の組立販売
ユーロジェンテックS.A.	11百万ユーロ	(68.93)	医薬品の開発及び製造販売
カネカアメリカズホールディングInc.	212百万米ドル	100	米州における統括会社
カネカノースアメリカLLC	166百万米ドル	(100)	塩ビ系特殊樹脂・機能性樹脂・電子材料・機能性食品素材の製造販売
カネカシンガポールCo.(Pte)Ltd.	16百万 シンガポール・ドル	100	医薬品中間体の製造販売
カネカマレーシアSdn.Bhd.	94百万 リンギット・マレーシア	100	機能性樹脂の製造販売
カネカペーストポリマーSdn.Bhd.	45百万 リンギット・マレーシア	100	塩ビ系特殊樹脂の製造販売
カネカエペランSdn.Bhd.	16百万 リンギット・マレーシア	100	発泡樹脂製品の製造販売
鐘化企業管理(上海)有限公司	13百万人民元	100	アジアにおける統括会社
青島海華繊維有限公司	269百万人民元	100	合成繊維の製造販売
蘇州愛培朗緩衝塑料有限公司	48百万人民元	100	発泡樹脂製品の製造販売

- (注) 1. 平成24年4月1日付で米国における子会社の再編を実施し、カネカアメリカズホールディングInc.及びカネカノースアメリカLLCを新たに重要な子会社に加えました。
2. 平成24年4月1日付で鐘化企業管理(上海)有限公司を設立し、新たに重要な子会社に加えました。
3. ユーロジェンテックS.A.は、カネカファーマヨーロッパN.V.の子会社であります。従いまして、当社の同社に対する出資比率は、間接保有の比率を()内に記載しております。
4. カネカノースアメリカLLCは、カネカアメリカズホールディングInc.の子会社であります。従いまして、当社の同社に対する出資比率は、間接保有の比率を()内に記載しております。
5. 上記の重要な連結子会社を含め、当社の連結子会社は59社、持分法適用関連会社は3社であります。

(7) 主要な事業内容 (平成25年3月31日現在)

事業別主要品目は次のとおりであります。

事業	主要品目
化成品	塩化ビニール樹脂、塩ビコンパウンド、か性ソーダ、塩化物、塩ビス系特殊樹脂
機能性樹脂	モディファイヤー、変成シリコーンポリマー、耐候性MMA系フィルム
発泡樹脂製品	発泡スチレン樹脂・成型品、押出発泡ポリスチレンボード、ビーズ法発泡ポリオレフィン
食品	マーガリン、ショートニング、高級製菓用油脂、パン酵母、香辛料
ライフサイエンス	医薬品(バルク・中間体)、機能性食品素材、医療機器
エレクトロニクス	超耐熱性ポリイミドフィルム、光学材料、超高熱伝導グラファイトシート、複合磁性材料、太陽電池
合成繊維、その他	アクリル系合成繊維(カネカロン)

(8) 主要な営業所及び工場等 (平成25年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
● 本社 大阪本社(本店) 東京本社	大阪府大阪市 東京都港区
● 営業所 名古屋営業所	愛知県名古屋市
● 工業所・工場 高砂工業所 大阪工場 滋賀工場 鹿島工場	兵庫県高砂市 大阪府摂津市 滋賀県大津市 茨城県神栖市
● 研究所 フロンティアバイオ・メディカル研究所 先端材料開発研究所 太陽電池・薄膜研究所 生産技術研究所 成形プロセス開発センター	兵庫県高砂市 大阪府摂津市 大阪府摂津市 兵庫県高砂市 大阪府摂津市
● 海外事務所 ヨーロッパ事務所	ベルギー ブリュッセル市

② 子会社

名 称	所 在 地
● 国内生産拠点 カネカソーラーテック(株)	兵庫県豊岡市
● 国内営業拠点 カネカケンテック(株) (株)羽根 カネカ食品販売(株) 東京カネカ食品販売(株) 東海カネカ食品販売(株) 九州カネカ食品販売(株)	東京都千代田区 愛知県名古屋市 大阪府摂津市 東京都新宿区 愛知県春日井市 福岡県福岡市
● 国内生産拠点及び営業拠点 昭和化成工業(株) (株)カネカサンスパイ 太陽油脂(株) (株)カネカメディックス サンビック(株)	埼玉県羽生市 大阪府大阪市 神奈川県横浜市 大阪府大阪市 東京都台東区
● 海外生産拠点及び営業拠点 カネカベルギーN.V. ユーロジェンテックS.A. カネカアメリカズホールディング Inc. カネカノースアメリカLLC カネカシンガポールCo.(Pte)Ltd. カネカマレーシアSdn.Bhd. カネカペーストポリマーSdn.Bhd. カネカエペランSdn.Bhd. 鐘化企業管理(上海)有限公司 青島海華纖維有限公司 蘇州愛培朗緩衝塑料有限公司	ベルギー ウェステルロー市 ベルギー リエージュ市 米国 テキサス州 米国 テキサス州 シンガポール マレーシア パハン州 マレーシア パハン州 マレーシア パハン州 中国 上海市 中国 山東省 中国 江蘇省

(9) 従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

① カネカグループの従業員の状況

事業	従業員数(名)	前期末比増減(名)
化粧品	674	△ 6
機能性樹脂	844	33
発泡樹脂製品	1,142	△ 56
食品	1,597	13
ライフサイエンス	1,211	0
エレクトロニクス	1,000	19
合成繊維、その他	562	20
全社(共通)	1,570	88
計	8,600	111

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
3,289	23	40才2ヶ月	17年5ヶ月

(10) 主要な借入先 (平成25年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
日本生命保険相互会社	7,300
株式会社国際協力銀行	5,947
明治安田生命保険相互会社	5,650
株式会社日本政策投資銀行	4,381

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てております。

(11) その他

平成24年5月30日に、モディファイヤー事業に関する課徴金納付を命ずる審決が下され、対応いたしました。

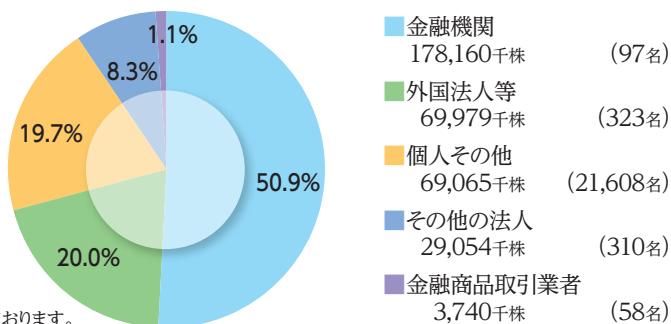
2 会社の株式に関する事項 (平成25年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 750,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 350,000,000株(自己株式13,034,065株を含む。)
 (3) 株主数 22,396名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	19,944	5.92
日本生命保険相互会社	18,987	5.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	17,994	5.34
株式会社三井住友銀行	15,458	4.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	13,146	3.90
明治安田生命保険相互会社	13,125	3.90
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,544	3.43
三井住友海上火災保険株式会社	11,124	3.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	8,648	2.57
三井物産株式会社	5,543	1.65

- (注) 1. 持株数は表示単位未満を切り捨てております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数を基準に算出し、小数第三位を四捨五入しております。
 3. 上記のほか、当社が保有している自己株式が13,034千株あります。

所有者別株式分布状況



- (注) 1. 株式数は表示単位未満を切り捨てております。
 2. 比率は小数第二位を四捨五入しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当期末日において当社役員が有する新株予約権等の概要

名称	保有人数	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	1株当たりの払込金額	1株当たりの行使価額	権利行使期間
株式会社カネカ第1回新株予約権	当社取締役4名	19個	当社普通株式19,000株	883円	1円	平成19年9月11日～平成44年9月10日
株式会社カネカ第2回新株予約権	当社取締役7名	48個	当社普通株式48,000株	600円	1円	平成20年8月12日～平成45年8月11日
株式会社カネカ第3回新株予約権	当社取締役8名	53個	当社普通株式53,000株	622円	1円	平成21年8月12日～平成46年8月11日
株式会社カネカ第4回新株予約権	当社取締役10名	56個	当社普通株式56,000株	456円	1円	平成22年8月11日～平成47年8月10日
株式会社カネカ第5回新株予約権	当社取締役11名	68個	当社普通株式68,000株	412円	1円	平成23年8月11日～平成48年8月10日
株式会社カネカ第6回新株予約権	当社取締役12名	75個	当社普通株式75,000株	363円	1円	平成24年8月10日～平成49年8月9日

(注) 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権者が新株予約権を行使する場合は、割り当てられた新株予約権の総数全てについて行使するものとし、その一部のみについての行使はできない。
- ②新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権の買入、その他一切の処分は認めない。

(2) 当期中に当社使用人等に対し交付した新株予約権等の概要

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成25年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 会長	武 田 正 利	
代表取締役 社長	菅 原 公 一	CSR委員会委員長
代表取締役 副社長	羽 鳥 正 稔	発泡樹脂・製品事業部管掌兼原料部・広報室担当
取締役 専務執行役員	原 哲 郎	医療器事業部・QOL事業部・カネカロン事業部管掌兼アジア担当
取締役 専務執行役員	永 野 広 作	ソーラーエネルギー事業部管掌兼研究開発担当兼新規事業開発部・知的財産部担当
取締役 常務執行役員	小 山 信 行	食品事業部管掌
取締役 常務執行役員	亀 本 茂	業務革新本部長兼人事部・総務部・法務室・情報システム部・物流統括部担当
取締役 常務執行役員	岸 根 正 実	経理部・財務部・内部統制室・関連会社支援部担当兼IR担当
取締役 常務執行役員	中 村 敏 雄	化成事業部・電材事業部管掌
取締役 常務執行役員	田 中 稔	経営企画部長
取締役 常務執行役員	岩 澤 哲	生産技術本部長兼生産技術担当兼保安担当兼資材部担当
取締役 常務執行役員	角 倉 護	高機能性樹脂事業部管掌兼研究開発副担当兼R&D企画部長
取 締 役	井 口 武 雄	(重要な兼職の状況) 株式会社IHI 社外監査役 三機工業株式会社 社外監査役 キッコーマン株式会社 社外監査役 外務省独立行政法人評価委員会委員長
監 査 役	井野口 康 男	常勤
監 査 役	松 井 英 行	常勤
監 査 役	塚 本 宏 明	弁護士
監 査 役	廣 川 浩 二	弁護士

- (注) 1. 取締役 常務執行役員 角倉 護、監査役 松井英行の両氏は、平成24年6月28日開催の第88回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役 専務執行役員 中川雅夫、監査役 乾 佐太郎の両氏は、平成24年6月28日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 取締役 井口武雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役 塚本宏明、廣川浩二の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。上記3氏につきましては、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
4. 監査役 井野口康男氏は、当社経理部門及び監査部門で長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当事業年度中における役員の「担当及び重要な兼職の状況」の変更は、次のとおりであります。

日付	地位	氏名	変更前	変更後
平成24年 10月16日	取締役 常務執行役員	亀本 茂	業務革新本部長兼人事部・総務部・法務室・情報システム部・物流統括部担当兼総務部長	業務革新本部長兼人事部・総務部・法務室・情報システム部・物流統括部担当

なお、平成25年4月1日付で、取締役の担当を以下のとおり変更しております。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 専務執行役員	原 哲 郎	食品事業部・医療器事業部・カネカロン事業部管掌兼アジア担当
取締役 専務執行役員	永 野 広 作	ソーラーエネルギー事業部管掌兼研究開発担当兼新規事業開発部・バイオ・メディカル事業開発部・知的財産部担当
取締役 常務執行役員	小 山 信 行	
取締役 常務執行役員	角 倉 護	高機能性樹脂事業部・QOL事業部管掌兼研究開発副担当兼R&D企画部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給総額
取締役	14名	624百万円
監査役	5名	82百万円

(注) 1. 金額は表示単位未満を切り捨てております。

2. 取締役の支給人員及び支給総額には、平成24年6月28日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に係る分が含まれております。
3. 監査役の支給人員及び支給総額には、平成24年6月28日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に係る分が含まれております。
4. 上記支給総額には、第89回定時株主総会の第3号議案「役員賞与支給の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、社外取締役を除く取締役12名に対する94百万円の支給予定額が含まれております。
5. 上記支給総額には、社外取締役を除く取締役12名に対して付与した新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の当期における費用計上額27百万円が含まれております。
6. 取締役に対する報酬限度額は、月例(固定)報酬が46百万円(平成12年6月29日開催の第76回定時株主総会決議)、株式報酬型ストックオプションが年額75百万円(平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会決議)であります。
7. 監査役に対する報酬限度額は、月額780万円(平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会決議)であります。

(3) 会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

取締役の報酬は、固定報酬としての月例報酬、業績連動報酬としての賞与及び株式報酬型ストックオプションで構成し、それぞれ株主総会の決議により承認いただいた上限額の範囲内で、経営環境、業績等を勘案して、決定いたします。個々の取締役の報酬については、求められる職務と責任及び結果に見合った適切な水準で、代表取締役が協議のうえ決定いたします。

監査役の報酬は、固定報酬とし、株主総会の決議により承認いただいた上限額の範囲内で決定いたします。個々の監査役の報酬については、職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議により決定いたします。

なお、退職慰労金制度につきましては、取締役、監査役ともに第83回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	井 口 武 雄	株式会社IHI 社外監査役 三機工業株式会社 社外監査役 キッコーマン株式会社 社外監査役 外務省独立行政法人評価委員会委員長
監 査 役	塚 本 宏 明	該当事項はありません。
監 査 役	廣 川 浩 二	該当事項はありません。

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	当期における主な活動状況
取 締 役	井 口 武 雄	<p>当期に開催された取締役会全14回中13回に出席し、経営者としての豊富な知見に基づき、適宜発言を行っております。</p> <p>毎月、取締役から業務報告を受け、適宜意見交換を行っております。</p>
監 査 役	塚 本 宏 明	<p>当期に開催された取締役会全14回中14回、監査役会全13回中13回に出席し、適宜発言を行っております。</p> <p>また、重要な書類の閲覧に加えて、常勤監査役より毎月度、監査役業務報告を受領し、その内容について意見交換を行う体制をとっております。</p> <p>さらに代表取締役との定期的な会合において、意見交換を行っております。</p>
監 査 役	廣 川 浩 二	<p>当期に開催された取締役会全14回中14回、監査役会全13回中13回に出席し、適宜発言を行っております。</p> <p>また、重要な書類の閲覧に加えて、常勤監査役より毎月度、監査役業務報告を受領し、その内容について意見交換を行う体制をとっております。</p> <p>さらに代表取締役との定期的な会合において、意見交換を行っております。</p>

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で会社法第423条第1項の責任について責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

④ 社外役員に対する報酬等の額

支 給 人 員	支 給 総 額
3名	51百万円

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人の報酬等の額	74百万円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84百万円

(注) 1. 金額は表示単位未満を切り捨てております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、カネカベルギーN.V.、青島海華繊維有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に関する認定申請に必要となる確認手続業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会の同意又は請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を定時株主総会に提案いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会の決議により「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の基本方針」を定めています。その概要は以下のとおりです。

この基本方針については、定期的に確認を行い、適宜見直しを行うことにより、内部統制システムの実効性確保に努めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業の社会的責任への取組みをさらに強化するため、社長を委員長とするCSR委員会を設置して、レスポンシブル・ケア活動の推進体制を再編するとともに、コンプライアンスを含む当社のCSR活動を統括する。
- ② 企業倫理・法令遵守に関しては、CSR委員会傘下のコンプライアンス部会が全社の計画の統括、進捗度の把握、実際の遵守状況の確認、適切な相談・通報窓口の設営・維持等必要な活動の推進・監査を統括する。
- ③ 機能統括部門(*1)は、統括する機能に関する規程類をコンプライアンスの観点からも整備するとともに、個別研修の企画・実施、自己点検の促進等具体的活動の企画・推進及び遵守状況の確認のための査察・監査を行う。
*1：機能統括部門とは、人事部、総務部、経理部等、当社及びグループ全体の事業活動において特定の機能を統括する部門をいう。
- ④ さらに、機能統括部門の枠を超える横断的課題に対しては、CSR委員会傘下の地球環境部会・中央安全会議・製品安全部会、並びに工場経営会議など、特定の任務を持つ組織を設置し、計画の推進等を統括する。なお、この点については、第2項、第3項においても同様とする。
- ⑤ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不法・不当な要求に対しては全社一体となった毅然とした対応を徹底する。また、社内に対応統括部署を設け、平素より情報の収集管理、警察などの外部機関や関連団体との連携に努め、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備(構築・運用)を行うとともに、内部統制室が必要な監視活動を行う。
- ⑦ 社外取締役を設置し、取締役会の監督機能を強化する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業及び財務の状態に重大な影響を及ぼすリスクについては、

- ① 個々の事業部門及び当該リスクに係る機能統括部門が適切な予防策を打ち、それらの発現に際しては適切に対処することを基本とする。
- ② そのうえで、潜在的リスクへの予防策についてはコンプライアンス部会が統括し、発現したリスク及び発現する恐れが具体的に想定されるリスクについては、適宜リスク対策委員会が当該部門と協働して対処することとする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度により、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離して、意思決定の迅速化と役割の明確化を行う。
- ② 日常の業務執行に関しては、取締役会が選任した執行役員をはじめとする部門長に広い権限を与えて執行の機動性を確保するとともに、複数の部門を取締役が管掌あるいは担当して業務の執行を監督する。
- ③ 重要事項は、決定基準表に基づく社内提案・決定手続に従って経営審議会における審議を経て、取締役会で決議し執行する。
- ④ 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況の報告等を行う。
- ⑤ 毎月部門長会を開催し、経営の方針・会社の業績等を伝達・周知するとともに、指定された部門長から事業計画及びその進捗状況について報告する。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役が行うものに限らず、社内における意思決定や業務執行に関する情報は、ペーパー文書であるか電子文書であるかを問わず、法令規則・社内関連規程の定めに従って関連資料とともに保存・管理する。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

第1項から第4項については、当社の子会社にも適用することとし、所管部門、当該機能統括部門及び当該子会社が協働して、体制(基本方針、規程類、責任組織など)をさらに整備し、実効をあげていく。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役会、部門長会、経営審議会等重要な会議には監査役が出席する。
- ② CSR査察結果、内部監査結果、月次業務、決算概要等重要な業務執行については取締役等から監査役へ報告する。
- ③ 社長決定案件、管掌役員決定案件の提案書・決定通知等重要な決裁書類は監査役に回付する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役会に事務局を設け、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を配置する。
- ② 当該監査役補助者の選任・異動・評価については監査役の同意を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査役との意見交換会を定期的実施する。
- ② 監査役は取締役等から業務執行状況について適宜聴取する。
- ③ 監査役は内部監査部門から監査の実施状況につき聴取する。
- ④ 監査役は会計監査人から定期的に報告を受け、また意見交換会を実施する。
- ⑤ 監査役は、本社・工場等の当社事業場及び主要な子会社において業務執行及び財産管理の状況を適宜調査する。

7 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社が公開会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、仮に当社取締役会の賛同を得ずに、いわゆる「敵対的買収」がなされたとしても、それが企業価値ひいては株主共同の利益につながるものであるならば、これを一概に否定するものではありません。しかし、当社株式に対する大規模な買収行為が行われる場合には、株主に十分な情報提供が行われることを確保する必要があります。また、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう敵対的かつ濫用的買収が当社を対象に行われた場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、必要・適正な対応策を採らなければならないと考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

当社は、平成21年に創立60周年を迎えて、10年後の将来へ向けた長期経営ビジョン『KANEKA UNITED宣言』を策定いたしました。この中で、カネカグループの抜本的な「変革」と継続的な「成長」をめざし、「環境・エネルギー」「健康」「情報通信」「食料生産支援」を重点戦略分野と位置づけ、経営の重点施策として、①研究開発型企業への進化、②グローバル市場での成長促進、③グループ戦略の展開、④アライアンスの推進、⑤CSRの重視、に取り組んでおります。また、中期計画『New ACT2014』においては、事業構造の変革をはじめ、R&D・生産の変革、グローバル展開の促進などの取組みを一層加速させ、早期に成長軌道への回帰を果たしてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、引き続き当社の中長期にわたる企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下、「本プラン」といいます)の継続を、平成22年6月25日開催の第86回定時株主総会において株主のみなさまにご承認いただいております。本プランの概要は以下のとおりです。

- ① 本プランは、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等に対する買付行為(以下、「大規模買付行為」といいます)を対象とします。
- ② 当社の株券等に対する大規模買付行為を行おうとする際に遵守されるべき所定の手続(以下、

「大規模買付ルール」といいます)を予め定めておいて、当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報提供を求め、当該大規模買付行為についての情報収集・検討を行い、また株主のみならずみなさまに対して当社取締役会としての意見や代替案等を提示する、あるいは買付者との交渉を行っていく機会と時間を確保します。

- ③ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社に回復しがたい損害を与えるなど当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行うことがあります。
- ④ 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対し、対抗措置の発動の可否を諮問します。対抗措置の発動の可否は、当社取締役会の決議によりますが、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重いたします。
- ⑤ 本プランの有効期間は、平成25年6月開催予定の当社第89回定時株主総会終結の時までとします。

(4) 取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、前号の取組みが、本基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位を維持するものではないこと、という三つの要件に該当すると判断しております。その理由は、以下に記載するとおりであります。

- ① 本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しております。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。
- ② 本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主のみならずみなさまが判断するために必要な情報や時間を確保し、株主のみならずみなさまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されたものです。
- ③ 本プランは、平成22年6月25日開催の第86回定時株主総会で、株主のみならずみなさまのご承認をいただいております。また、本プランの有効期間は、平成25年6月開催予定の当社第89回定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主

のみなさまの意向が反映されるものとなっています。

- ④ 社外取締役、社外監査役または社外有識者から構成される特別委員会によって当社取締役の恣意的行動を厳しく監視し、その勧告の概要及び判断の理由等は適時に株主のみなさまに情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの運用が行われる仕組みが確保されています。
- ⑤ 本プランは、大規模買付行為に対する対抗措置が合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。
- ⑥ 特別委員会は、当社の費用で独立した第三者専門家の助言を得ることができるとされており、特別委員会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。
- ⑦ 本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。さらに、当社は取締役の任期を1年としており、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（ご参考）

上記の本プランにつきましては、引き続き当社の中長期にわたる企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、平成25年5月10日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催の第89回定時株主総会で株主のみなさまのご承認を得ることを条件に、一部を変更した上で継続することを決議しており、同定時株主総会の議案として上程しております。詳細につきましては、「招集ご通知 株主総会参考書類 第4号議案（8頁～23頁）」をご覧ください。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業基盤の強化を図りながら収益力を向上させ、株主のみなさまへ利益還元することを経営の最重要課題のひとつとして位置づけております。

利益還元につきましては、毎期の業績、中長期の収益動向、投資計画、財務状況等も総合的に勘案し、連結配当性向30%を目標として、これに自己株式の取得も併せ、安定的に継続することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、取締役会の決議により、1株当たり8円とさせていただきます。(効力発生日並びに支払開始日:平成25年6月7日)

なお、中間配当金として1株につき8円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株当たり16円となりました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	242,869	流動負債	149,128
現金及び預金	32,038	支払手形及び買掛金	64,238
受取手形及び売掛金	116,705	短期借入金	48,226
有価証券	110	未払金	21,948
商品及び製品	47,409	未払費用	9,123
仕掛品	8,451	未払法人税等	1,622
原材料及び貯蔵品	24,417	未払消費税等	614
繰延税金資産	5,076	役員賞与引当金	115
その他	8,770	その他	3,238
貸倒引当金	△ 110	固定負債	64,878
固定資産	241,586	社債	15,000
有形固定資産	169,547	長期借入金	25,442
建物及び構築物	53,484	繰延税金負債	873
機械装置及び運搬具	64,185	退職給付引当金	19,497
土地	28,987	役員退職慰労引当金	322
建設仮勘定	17,892	負のれん	208
その他	4,997	その他	3,534
無形固定資産	8,603	負債合計	214,006
のれん	4,014	(純資産の部)	
その他	4,589	株主資本	258,322
投資その他の資産	63,435	資本金	33,046
投資有価証券	46,862	資本剰余金	34,836
出資金	1,135	利益剰余金	200,986
長期貸付金	1,440	自己株式	△ 10,547
長期前払費用	1,462	その他の包括利益累計額	2,271
繰延税金資産	3,356	その他有価証券評価差額金	8,261
その他	9,403	為替換算調整勘定	△ 5,989
貸倒引当金	△ 226	新株予約権	159
資産合計	484,456	少数株主持分	9,695
		純資産合計	270,449
		負債・純資産合計	484,456

連結損益計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		476,462
売 上 原 価		359,733
売 上 総 利 益		116,728
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		100,919
営 業 利 益		15,809
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	63	
受 取 配 当 金	1,080	
為 替 差 益	2,072	
負 の の れ ん 償 却 額	348	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	55	
そ の 他	938	4,559
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	890	
固 定 資 産 除 却 損	1,401	
そ の 他	1,732	4,024
経 常 利 益		16,344
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	277	277
特 別 損 失		
訴 訟 関 連 費 用	680	
支 払 補 償 費	1,011	1,692
税金等調整前当期純利益		14,930
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,076	
法 人 税 等 調 整 額	2,376	5,452
少数株主損益調整前当期純利益		9,477
少 数 株 主 利 益		151
当 期 純 利 益		9,325

連結株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,046	34,836	197,372	△ 10,552	254,703
当期変動額					
剰余金の配当			△ 5,391		△ 5,391
連結範囲の変動			△ 271		△ 271
当期純利益			9,325		9,325
在米子会社の米国会計基準に基づく剰余金の変動額			△ 44		△ 44
自己株式の取得				△ 5	△ 5
自己株式の処分			△ 5	10	5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	3,614	5	3,619
当期末残高	33,046	34,836	200,986	△ 10,547	258,322

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	4,664	△ 11,841	△ 7,176	137	9,796	257,460
当期変動額						
剰余金の配当						△ 5,391
連結範囲の変動						△ 271
当期純利益						9,325
在米子会社の米国会計基準に基づく剰余金の変動額						△ 44
自己株式の取得						△ 5
自己株式の処分						5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,597	5,851	9,448	22	△ 100	9,370
当期変動額合計	3,597	5,851	9,448	22	△ 100	12,989
当期末残高	8,261	△ 5,989	2,271	159	9,695	270,449

計算書類

貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	166,181	流 動 負 債	110,373
現金及び預	19,598	買掛金	35,798
受取手形	1,249	短期借入金	43,952
売掛金	75,289	1年内返済予定の長期借入金	6,901
リース投資資産	59	リース債	62
商品及び製品	26,163	未払金	17,821
仕掛品	5,394	未払費用	4,381
材料及び貯蔵品	13,917	未払法人税等	174
前払費用	9	前受金	669
繰延税金資産	879	預り金	441
関係会社短期貸付金	2,474	役員賞与引当金	94
未収入金	10,927	資産除去債	66
そ の 他 金	8,578	そ の 他	9
貸倒引当金	1,640	固 定 負 債	51,625
	△ 1	社債	15,000
固 定 資 産	203,405	長期借入金	19,417
有 形 固 定 資 産	92,986	リース債	76
建物	24,681	退職給付引当金	15,112
構築物	5,150	資産除去債	20
機械及び装置	31,036	そ の 他	1,998
車両運搬具	58	負 債 合 計	161,999
工具器具及び備品	2,171	(純資産の部)	
土地	20,171	株 主 資 本	199,416
リース資産	3	資本	33,046
建設仮勘定	9,713	資本剰余金	34,821
無 形 固 定 資 産	2,475	資本準備金	34,821
特許権	58	利益剰余金	142,084
商標	16	利益準備金	5,863
ソフトウェア	1,513	その他利益剰余金	136,221
その他	887	特定災害防止準備金	22
投 資 其 他 の 資 産	107,942	配当準備積立金	1,995
投資有価証券	39,333	技術振興基金	500
関係会社株	44,538	従業員福祉基金	300
出資	47	買換資産積立金	698
関係会社出資金	5,475	買換資産圧縮記帳積立金	544
長期貸付金	985	別途積立金	115,427
従業員に対する長期貸付金	101	繰越利益剰余金	16,732
関係会社長期貸付金	8,073	自 己 株 式	△ 10,536
長期前払費用	440	評価・換算差額等	8,012
繰延税金資産	1,861	その他有価証券評価差額金	8,012
差入保証金	3,278	新 株 予 約 権	159
そ の 他 金	3,913	純 資 産 合 計	207,587
貸倒引当金	△ 105	負 債 ・ 純 資 産 合 計	369,586
資 産 合 計	369,586		

損益計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		268,496
売 上 原 価		203,955
売 上 総 利 益		64,540
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		59,592
営 業 利 益		4,948
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	171	
有 価 証 券 利 息	4	
受 取 配 当 金	6,628	
為 替 差 益	1,936	
そ の 他	106	8,847
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	422	
社 債 利 息	210	
固 定 資 産 除 却 損	926	
そ の 他	639	2,198
経 常 利 益		11,597
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	206	206
特 別 損 失		
訴 訟 関 連 費 用	680	
支 払 補 償 費	3,456	4,136
税 引 前 当 期 純 利 益		7,668
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 1,406	
法 人 税 等 調 整 額	1,910	503
当 期 純 利 益		7,164

株主資本等変動計算書（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					
					特定 災害防止 準備金	配当準備 積立金	技術振興 基金	従業員 福祉基金	買換資産 積立金	買換資産 圧縮記帳 積立金
当期首残高	33,046	34,821	34,821	5,863	19	1,995	500	300	660	571
当期変動額										
特定災害防止準備金の積立					2					
買換資産積立金の積立									38	
買換資産圧縮記帳積立金の取崩										△ 26
別途積立金の取崩										
剰余金の配当										
当期純利益										
自己株式の取得										
自己株式の処分										
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	2	—	—	—	38	△ 26
当期末残高	33,046	34,821	34,821	5,863	22	1,995	500	300	698	544

	株主資本					評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計						
	別途 積立金	繰越利益 剰余金							
当期首残高	119,427	10,978	140,316	△ 10,541	197,643	4,551	4,551	137	202,331
当期変動額									
特定災害防止準備金の積立		△ 2	—		—				—
買換資産積立金の積立		△ 38	—		—				—
買換資産圧縮記帳積立金の取崩		26	—		—				—
別途積立金の取崩	△ 4,000	4,000	—		—				—
剰余金の配当		△ 5,391	△ 5,391		△ 5,391				△ 5,391
当期純利益		7,164	7,164		7,164				7,164
自己株式の取得				△ 5	△ 5				△ 5
自己株式の処分		△ 5	△ 5	10	5				5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						3,461	3,461	22	3,483
当期変動額合計	△ 4,000	5,753	1,767	4	1,772	3,461	3,461	22	5,256
当期末残高	115,427	16,732	142,084	△ 10,536	199,416	8,012	8,012	159	207,587

独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

株式会社カネカ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 享 司 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡 沼 照 夫 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 正 司 素 子 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カネカの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カネカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

株式会社カネカ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 享 司 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡 沼 照 夫 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 正 司 素 子 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カネカの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)」(会社法施行規則第100条第1項、第3項)の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく内部統制システムの構築と運用の状況を検証いたしました。また事業報告に記載の「株式会社の支配に関する基本方針及びその各取組み」(会社法施行規則第118条第3号)についても、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を行い、必要に応じて子会社から事業の報告を受ける一方、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

- (3) さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築と運用は継続的に改善されており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、当該基本方針に係る各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成25年5月9日

株式会社カネカ 監査役会

常勤監査役 井野口 康 男 ⑩

常勤監査役 松 井 英 行 ⑩

社外監査役 塚 本 宏 明 ⑩

社外監査役 廣 川 浩 二 ⑩

以 上

高砂工業所における自家発電設備リニューアル



リニューアルされる自家発電設備

高砂工業所は当社の生産品目、生産額の過半数を担う製造拠点であり、エネルギー使用量も、他の国内工場と比較して突出した規模となっています。工業所の生産設備を動かす電力や、製造工程への熱源や滅菌に使用される蒸気は、石炭や都市ガス(天然ガス)で自社生産するとともに、電力会社からの電力購入で賄っています。特定のエネルギー源に偏ることなく、各々の特徴やその時々々の燃料事情等によって最適な供給源の選択を行い、各部門への供給を行ってきました*1。

現在の燃料価格は、リーマンショック後、一旦は下落したものの再び上昇に向かっていきます。また、2011年の東京電力福島

第一原発事故を契機に、国内の原子力発電所の大半が停止し、その再稼働についても不透明な状況が続いている等、エネルギー事情は大きく変化しています。このような状況の中で高砂工業所の生産活動を安定的に継続させ、今後の事業拡大を支えていくうえでは、安定して安価なエネルギーを確保していくことは大変重要な命題となっています。そこで、エネルギー源の選択肢は従来通りながら、最適なバランスでの運転を更に効率よく行うために、コージェネ*2発電設備の能力を向上させるとともに、稼働後40年を経過し老朽化した蒸気タービン*3発電設備を更新することも決定しました。都市ガスを利用する新しいエネルギー供給設備は、発電出力3万キロワット(ちなみに、個人住宅7万世帯分の消費電力に相当します。)、蒸気発生量は毎時100トンの能力です。また、更新する蒸気タービンの発電出力は6万キロワットで、従来よりも発電効率を高めています。

これらの新たな設備の導入によって、エネルギーの安定調達と燃料価格の変動に大きく左右されない対応ができるようになるとともに、省エネルギー率が3.4%向上します。これは工場等で、エネルギー使用の合理化を総合的に進めることを求めている省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)を遵守することにも寄与します。なお、この投資は、経済産業省のエネルギー使用合理化事業者支援事業の補助金を活用し、2014年12月の稼働を目指しています。

(*1)それぞれのエネルギー源は現在次のような特徴をもっています。

- ・石炭:コスト的に優位だが、将来地球温暖化問題によるCO2排出量が懸念される。
- ・都市ガス:近年価格は上昇しているが、シェールガスの登場により、将来的には価格が低下すると予測されている。
- ・購入電力:夜間電力の単価が安価だが、原子力発電所再稼働の不透明さ、再生可能エネルギー買取制度導入に伴う昼間夜間電力価格の上昇が懸念される。

(*2)コージェネ:ひとつの一次エネルギーから複数のエネルギーを発生させること。

燃料を使って発電し、その時に排出される熱を蒸気などに再利用するしくみ。

(*3)蒸気タービン:ボイラーで発生した高温高圧蒸気のエネルギーを羽根車により回転エネルギーに変換し、発電を行う機関。

電子材料事業のアジア展開本格化

当社のエレクトロニクス関連製品の多くは、電子機器、とりわけスマートフォン・タブレットパソコンに使用されています。

ポリイミドフィルムは、柔軟性がある大きく変形させることができる配線部品である、フレキシブルプリント基板に使用されています。また、ポリイミドフィルムを高温で焼成したグラファイトシートは、近年のスマートフォンの進化（薄型化・高速通信化・情報処理量の増加）に伴って、機器内部に使われているICチップの発熱問題を解消するのに有効な熱対策材料の一つとして注目を集めており、需要が拡大しています。光学用途向けの材料では、液晶パネルの視野角を拡大させる等の用途に使われる位相差フィルムなどの光学フィルム材料に加え、タッチパネル用途向けにITOフィルムをラインナップし、2013年4月より販売を開始しました。

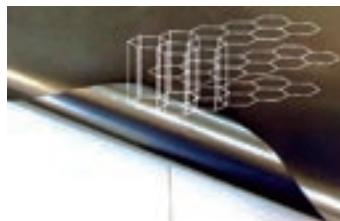
いまやスマートフォン・タブレットパソコンはグローバルな市場となっていますが、特に近年はお客様の生産拠点がアジア域に広がっていることや、世界的な情報端末の更なる需要の高まりに応えるために、当社グループのアジアでの生産拠点となっているマレーシアに「カネカアピカルマレーシアSdn. Bhd.」を設立しました。2013年10月の稼働に向けて、生産ラインを建設中

で、これによって、将来にわたる製品供給体制の安定化を図ります。

一方販売面では、「鐘化貿易(上海)有限公司」(中国上海市)、「台湾鐘化股份有限公司」(台湾台北市)に駐在員を派遣し、現地メンバーとともに日本で培ったきめ細かいサービスをお客様に提供しています。今後、生産販売の両面からアジア地域に広がるお客様の様々な要望に対して、タイムリーな対応が可能となるよう、日本を含めたアジアの各拠点間の連携を深めていきます。



アピカル®:超耐熱性ポリイミドフィルム



グラフィニティ:超高温伝導グラファイトシート

電子材料事業のアジア拠点



幹細胞による再生医療への展開

当社は医療機器の血液浄化事業で培った技術を応用して、再生医療・細胞治療の分野に注力しています。特に、実際の治療現場における実用化がiPS細胞より早いと言われている、「間葉系幹細胞」に注目し、骨髄液などから効率的に幹細胞を採取するための分離装置や、幹細胞の自動培養装置などを開発しています。幹細胞は体の組織や臓器の細胞の基になるもので、体の失われた機能の修復に幹細胞を使う再生医療や、治療法がない難病への応用などにも期待が高まっています。当社の細胞分離装置は、特殊な不織布フィルターを使うことで、従来の遠心分離方法に比べ1/5程度の時間で処理が可能です。すでに日本・アメリカにおいては理化学機器として販売を開始しており、ヨーロッパでは医療機器としての承認を取得しました。細胞自動培養装置も、日本国内で理化学機器として大学向けに販売実績をあげています。

また、当社の子会社である株式会社バイオマスターが運営する、セルポートクリニック横浜（横浜市中区）では脂肪幹細胞を利用して、乳がんで失われた患者様の乳房の再建などを行っています。通常行われる単純な脂肪移植では、注入した脂肪の生着率（移植した部位にどのくらい残るか）が低いことが課題でした。幹細胞を使った再建は、幹細胞の力によってその課題を克服し、より自然な感覚を持続させて再建ができるという特徴があります。

今後は、幹細胞を疾病治療に活用しようとする医療機関・研究機関と協働して、早期に治療の現場

での有効性・安全性を確認し、新しい治療法を患者様にお届けできるようにしたいと考えています。また、幹細胞だけにとどまらず、山中伸弥教授（京都大学）のノーベル賞受賞で話題のiPS細胞についても、治療に必要な関連装置の研究開発を進めています。



セレフィックBM:骨髄間葉系幹細胞分離
デバイス(欧州医療機器)



P4CS:閉鎖型自動細胞培養装置(国内理化学機器)



©Mayumi.R
アフリカの子供たちとの学校給食の様子

当社は、国際連合の食糧支援機関である国連WFPの、飢餓と貧困を撲滅するという使命に賛同し、その活動を支援するため、国連WFPコーポレートプログラムへ参加しました。民間公式支援窓口である、特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画WFP協会を通じ、2013年から2015年の3年間、支援活動を実施します。

頭髪装飾製品分野で高いシェアを有している合成繊維「カネカロン」は、グローバル展開を進めていますが、特にアフリカにおいては「女性をより美しくする」ことを事業コンセプトにして市場開発を進めています。具体的には、安全でかつアフリカ女性の美を追求できる製品の継続的な供給と、新しい素材の研究開発、アフリカ女性に合わせたヘアスタイルの開発、販売活動の拡大による雇用創出等を実施してきました。最近ではこのコンセプトを発展させ、『アフリカの女性の美の追求は個人の美の追求だけでなく、家族の幸せから生まれる』という考えのもと、現在の母親、未来の母親を支援することとしました。アフリカで購入いただいたカネカロンの売り上げの一部が国連WFPの学校給食プログラムを通じて、アフリカの女性と子供たちのサポートに使われます。学校給食を支援することで、働き手となっている子供が、未来にもっと夢をひろげられるよう成長を支えます。

また、国連WFPは日本での認知活動をさらに強化したいとの考えから、当社のイメージキャラクターでもある「知花くららさん」をオフィシャルサポーターとして起用しており、様々な活動を行っています。当社はこのような知花さんの活動を支援することで、国連WFPの活動内容を広く知ってもらうとともに、当社のCSR活動の認知度向上にもつながると考えています。



2012年12月、当社は感謝状を授与されました

・国連WFP:飢餓のない世界を目指して活動する国連の食糧支援機関

戦争や内戦、自然災害などの緊急事態が発生した時には、必要とされる場所に食糧を配給して、被害にあった人々の命を救っています。緊急事態が過ぎ去った後には、食糧を手当することで、地域社会の荒廃した生活の復興を助けています。国連WFPは国連システムの一部であり、活動資金は全て任意の拠出金・募金でまかなわれています。およそ1万人にのぼる職員の大半は途上国の支援現場での活動に従事し、飢餓に苦しむ貧しい人々を直接支援しており、2012年には、75カ国で7,550万人に食糧支援を実施することを目指していました。

(国連WFPホームページ www.wfp.org/jp より抜粋)

会社の概要

社名	株式会社 カネカ (KANEKA CORPORATION)
本店	〒530-8288 大阪市北区中之島二丁目3番18号 TEL (06)6226-5050(代表)
設立年月日	昭和24年9月1日
資本金	33,046,774,709円
ホームページ	http://www.kaneka.co.jp/

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	6月
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当金・・・3月31日 中間配当金・・・9月30日
公告方法	電子公告 http://www.kaneka.co.jp/koukoku/index.html
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 (お問合せ先)TEL 0120-094-777 (通話料無料)

- (注) 1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、上記特別口座の口座管理機関の三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国本支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

『復興特別所得税』に関するご案内

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)の施行に伴い、平成25年1月1日以降に支払われる上場株式等の配当等に係る所得税に対し、以下のとおり追加課税されることになりましたので、ご案内いたします。

上場株式等の配当等に係る所得税に対し、**平成25年1月1日から平成49年12月31日まで**、復興特別所得税として**所得税額×2.1%**が追加課税されることとなります。

平成25年1月1日以降に支払われる上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率は以下のとおりとなります。

	平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	平成50年1月1日から
所 得 税	7%	7%	15%(※)	15%
復興特別所得税	—	0.147%	0.315%	—
住 民 税	3%	3%	5%(※)	5%
合 計	10%	10.147%	20.315%	20%

(※)証券税制における軽減税率の適用終了による税率の変更です。

- 源泉徴収が行われる場合の税率です。ただし、内国法人の場合は住民税が徴収されません。
- 本ご案内は、上場株式等の配当等に係る復興特別所得税について、一般的な情報をご提供するために作成されたものであり、本ご案内の内容が当てはまらない場合もございます。詳細につきましては、最寄の税務署、税理士等にお問合せください。

メモ

〈カバーアート〉・アーティスト: 曾谷朝絵 ・タイトル: 鳴る光
・制作年: 2011 ・films on floor and wall
・Yokohama Civic Art Gallery, Kanagawa
・撮影: Yamamoto Keita



もっと、驚く、みらいへ。

kaneka